

糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託

公募要項

令和5年9月12日

糸満市企画部 情報政策課 IT推進係

1 募集概要

(1) 事業の名称

「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託」（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

本事業は、次世代を担う市内の小中学生を対象にプログラミング講座を通して、情報技術に関する興味を抱き、論理的思考を身につけ、かつ日常生活が情報技術を活用した産業で支えられていることに気付くことで、将来のキャリア形成に役立てることを目的とする。

(3) 業務仕様

業務仕様については、別紙「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 事業費上限額

2,285,000 円(消費税及び地方消費税込み)

(5) 募集等の主なスケジュール

① 公募開始日	令和 5 年 9 月 12 日(火)
② メール質問受付期限	令和 5 年 9 月 19 日(火)
③ メール質問回答	令和 5 年 9 月 25 日(月)
④ 応募申請書提案書提出期限	令和 5 年 9 月 29 日(金) 17:00 まで
⑤ プレゼンテーション開始時刻通知	令和 5 年 10 月 5 日(木)
⑥ プレゼンテーション	令和 5 年 10 月 12 日(木)
⑦ 選定結果通知予定日	令和 5 年 10 月 13 日(金)
⑧ 契約予定日	令和 5 年 10 月 19 日(木)

2 応募資格要件

本事業に参加できる者は以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸満市の指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。糸満市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (8) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- (9) 沖縄県内に本社（店）若しくは支社（店）又は営業所があること。

3 協力連携事業について

本募集の応募にあたり、他に協力できる事業者と連携し業務を行うことができる。

ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「2 応募資格要件」の(1)から(8)までの要件を満たすものとする。

4 企画提案書等の提出

別紙「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ① 提案提出書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 会社概要(様式3)
- ④ 提案書(様式4)
- ⑤ 責任者の経歴書(様式5)

※責任者とは、仕様書中「3 委託条件-(2)-(ア)」の当該事業担当責任者をいう。

- ⑥ 見積書(様式任意)
- ⑦ 見積明細書(様式6)
- ⑧ 定款又は寄付行為
- ⑨ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 直近の市税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類
- ⑪ 協力連携事業者届出書(様式7) ※協力連携事業者がいる場合のみ

(2) 提出部数

①～⑪の順でフラットファイル(縦)にファイリングし、インデックスを付したうえで7部提出(原本1部、副本6部(写し可))すること。また、PDFデータをCD又はDVD等で提出すること。

(3) 公募期間

令和5年9月12日(火)から令和5年9月29日(金) 17:00まで

(4) 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送で提出すること。

直接持参の場合は、受付は平日の8:30～17:15までとする。(土日、祝祭日は受付不可)

郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。(9月29日当日消印有効)

(5) 質問

本公募に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

E-mail itdx@city.itoman.lg.jp

※ メールを送信する際には、件名を以下の通りとすること。

「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託」の応募に関する質問

質問期限：令和5年9月19日(火) 17:00まで

回 答：令和5年9月25日(月) 糸満市ホームページ及びメールにて、質問内容及び本市の回答を掲載する。

(6) 提出先・問い合わせ

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所 5階 電算室

(担当:島袋・高安)

TEL 098-840-8158 / E-mail itdx@city.itoman.lg.jp

5 提案審査評価に関する事項

(1) 提案審査について

提案審査評価は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し選定する。書類審査後、「2 応募資格要件」と「3 協力連携事業について」（※複数事業者との協力連携による応募の場合）の要件を満たした全応募者にプレゼンテーション開始時刻を連絡するものとする。

(2) プレゼンテーションの実施について

日時：令和5年10月12日(木)（予定）

場所：糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所 5階 5-d 会議室

プレゼンテーションの実施順番は、原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。1者あたりのプレゼンテーション時間は20分以内、質疑応答を10分程度とする。

なお、プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は一切認められない。

プロジェクター（HDMI 接続）、スクリーンは、事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要となる物は持参すること。ノート PC は持ち込み可能とする。

(3) 審査項目等

別紙「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託企画提案審査評価要領」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(4) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(5) 審査方法

提案審査評価は、「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

(6) 選定方法

上記「(3) 審査項目等」に定める方法により採点し、プレゼンテーション審査の各審査委員の評価点を合算した点数が、最も高い者を優先交渉権者、優先交渉権者に次いで高い者を次点交渉権者とする。

なお、最高得点者が二者以上あった場合は、「糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託企画提案審査評価要領」の「総合的な企画力」の項目の評価の合計点が上

位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

ただし、プレゼンテーション審査の点数が、各評価員の合計点数の6割に満たない場合は、本市の要求を満たすことができない者と判断し、交渉権者としては選定しないことができるものとする。

(7) 審査結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を、全応募者あてに通知する。

6 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

(1) 契約期間(履行期間)

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。

7 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格要件が無い者が提案したとき。
- (2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (5) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

8 その他

- (1) 提案書に関連する事項については後日、ヒヤリングを行うことがある。
- (2) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。